

外国籍労働者の 感染症対策マニュアル

職場が外国籍労働者を雇用する際に提供する感染症対策



外国籍労働者の感染症対策マニュアル

2022年2月発行

監修：濱田 篤郎（東京医科大学）

発行：国立研究開発法人日本医療研究開発機構 新興・再興感染症に対する革新的医薬品等開発推進研究事業
「昆虫媒介性ウイルス感染症の世界的流行状況に基づく我が国の総合的対策に資する開発研究」
(研究代表者 国立感染症研究所 林昌宏)

連絡先：〒160-0023 東京都新宿区西新宿6-7-1 東京医科大学病院 渡航者医療センター
TEL：03-3342-6111 電子メール：travel@tokyo-med.ac.jp

制作：(株)アイエンタープライズ

国立研究開発法人日本医療研究開発機構
「昆虫媒介性ウイルス感染症の世界的流行状況に基づく
我が国の総合的対策に資する開発研究」

はじめに

日本国内の外国籍労働者数は年々増加しており、厚生労働省の調査によれば2020年は172万人にのぼっています。新型コロナウイルスの流行により増加率は落ちていますが、今後、国内の労働力不足を補うため、この数はさらに増加していくものと予想されます。

外国籍労働者の出身国を見ると、ベトナム、フィリピン、ネパールなどアジア諸国からの労働者が増加しています。このような国々では多くの感染症が日常的に流行しており、外国籍労働者が入国後に感染症を発病する頻度も高くなります。このため、外国籍労働者を雇用する職場では、この集団に十分な感染症対策を実施することが求められています。この冊子では、職場で外国籍労働者に提供していただきたい感染症対策について解説します。



外国人労働者数の推移

厚生労働省HPより <https://www.mhlw.go.jp/content/11655000/000729116.pdf>

Contents

- 外国籍労働者に多い感染症 2
- 感染症を発病しやすい時期 4
- 具体的な感染症対策 5
 - 入国前の対策
 - 入国時の対策
 - 雇用時の対策
 - 日本滞在中の対策
- 外国籍労働者の感染症対策に有用なホームページ 9

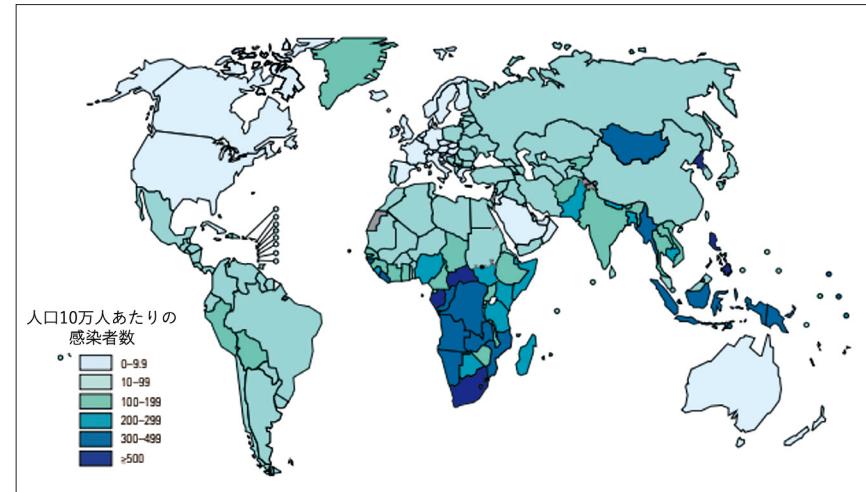


外国籍労働者に多い感染症

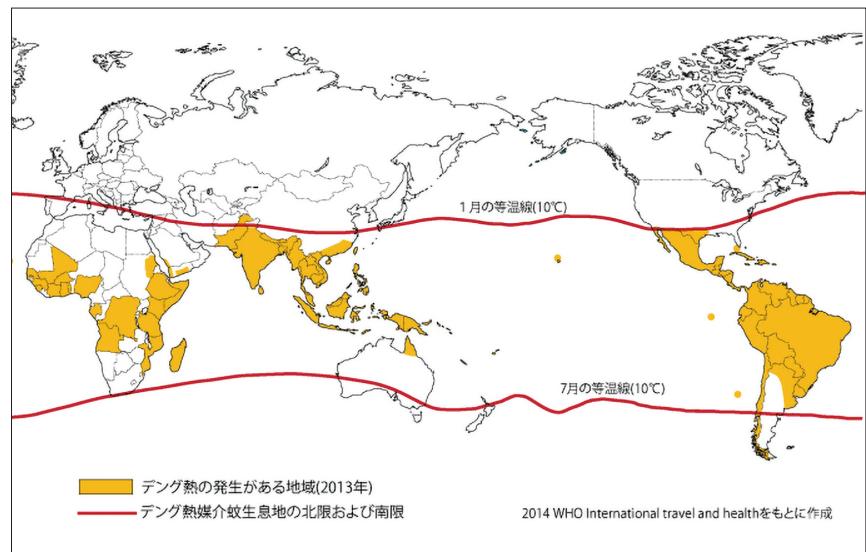
外国籍労働者が日本で発病する感染症としては結核が注目されています。日本国内では結核の新規患者が2020年に約1万2000人報告されており、この約1割が外国籍の患者でした¹⁾。麻疹、風疹、水痘など空気感染や飛沫感染をおこすウイルス疾患にも注意が必要です。風疹は2012年に群馬県の事業場で、ブラジルからの労働者を中心に集団感染が発生しています²⁾。2018年には福島県で東南アジアからの労働者を起点とした麻疹の集団感染がおきました³⁾。経口感染症もリスクの高い感染症で、2015年には都内の飲食店で働く外国籍労働者が腸チフスに罹患していることが明らかになりました⁴⁾。

さらに今後は、蚊に媒介されるマラリアやデング熱などの感染症にも注意が必要です。欧米諸国では輸入マラリアの半数以上が外国籍労働者の感染事例になっています⁵⁾。日本はアジア諸国からの入国者が多いため、今後、デング熱の感染者が増加すると予測されています。日本国内にはデング熱を媒介するヒトスジシマカが棲息しており、輸入例が増えると国内での流行が起こる可能性もあります。

- 1) 厚生労働省 2020年結核登録者情報年報集計結果
- 2) 病原微生物検出情報 34: 100-101. 2013
- 3) 病原微生物検出情報 40: 55-57. 2019
- 4) 病原微生物検出情報 36: 181-182. 2015
- 5) Malaria Journal 16:293. 2017



結核の流行地図
WHO Global tuberculosis report 2020 <https://www.who.int/publications/i/item/9789240013131>



デング熱の流行地図

検疫所HPより <https://www.forth.go.jp/useful/infectious/name/name33.html>

感染症を発病しやすい時期

外国籍労働者が感染症を発病しやすい時期としては、入国直後があげられます。また、結核のように慢性に経過する感染症の場合は、入国後暫くしてから発病することもあります。さらに、欧米諸国で注目されているのが、母国に一時里帰りした時に感染し、再入国した後に発病するケースです。

一時里帰り中に感染症に罹患しやすい理由としては、日本にいる間に感染症の基本的な予防対策を忘れている点や、里帰り中に衛生状態の悪い環境に滞在している点などがあげられます。このため、外国籍労働者が一時里帰りする前には感染症予防に関する情報を提供することや、再入国後に健康状態の観察を行うことなどが必要です。



具体的な感染症対策

職場が外国籍労働者に提供する感染症対策を具体的に解説します。

■ 入国前の対策

入国前に健康診断を行うことで、入国後の感染症発生を未然に防ぐことができます。ただし、こうした健康診断は出身国の医療機関で行う必要があり、その料金を誰が負担するかという問題も生じるため、十分な対応が行われていないのが現状です。なお、2020年3月に日本政府は、一部の国からの入国予定者の就労ビザ発給にあたり、入国前の結核スクリーニング検査を義務づける方針を示しました。詳細は厚生労働省のホームページを参照ください。<https://www.mhlw.go.jp/content/000613473.pdf>



■ 入国時の対策

日本に入国する際には、厚生労働省検疫所が日本に常在しない感染症の国内侵入やまん延を防止するための対策を行っています。

こうし検疫感染症には、エボラ出血熱などの一類感染症とともに、マラリアやデング熱などの蚊媒介感染症も含まれます。また、新型コロナウイルス感染症については、入国時の検査など特別な措置がとられます。外国籍労働者が日本に入国する際にも、検疫所で同様の対応を受けることになります。

検疫感染症(検疫の対象となる感染症)

感染症法の分類	対象となる感染症
一類感染症	エボラ出血熱、ラッサ熱など
二類感染症	鳥インフルエンザ(H5N1,H7N9)、中東呼吸器症候群
四類感染症	デング熱、チクングニア熱、マラリア、ジカウイルス感染症
新型インフルエンザ等 感染症	新型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)



■ 雇用時の対策

事業主は雇用時に、労働安全衛生法に規定された健康診断を従業員に実施する必要があります。検査項目は法律で定められており、この中の胸部レントゲン検査では結核のスクリーニングを行うことができます。

しかし、それ以外は感染症に特化した検査項目(ウイルス肝炎検査など)がなく、もし追加で実施する場合は、従業員本人の同意をとる必要があります。なお、雇用時健診は雇用契約が成立後に行うものであり、その結果を採用可否の判断に用いることはできません。

外国籍労働者の中には麻疹や風疹などのワクチン接種を受けていない者もいます。このため、雇用時にワクチン接種歴の聴取や抗体検査を行い、必要があれば本人の同意を得たうえでワクチンを接種することも検討してください。



■ 日本滞在中の対策

事業主は毎年1回、定期健康診断を従業員に提供する義務があり、これは外国籍労働者についても同様です。

外国籍労働者は体調不良があっても自分から申し出ることが少ないため、職場の健康管理担当者が定期的に面談することを推奨します。下表に感染症の時にみられる主な症状を示します。

こうした面談の場を通じて、日常の感染対策についても情報提供してください。とくに一時里帰りする前には、母国での感染予防対策を再確認してもらうとともに、必要あればワクチン接種なども推奨しましょう。また、一時里帰り後には体調不良がないかを確認してください。

外国籍労働者に体調不良があれば、外国人診療を行っている医療機関を受診させ、感染症などの診療を受けることが必要です。あらかじめ職場の近隣などに、対応可能な医療機関を探しておくことをお勧めします。

感染症の主な症状

主な症状*	可能性のある感染症
発熱	マラリア、デング熱、腸チフス、麻疹、風疹
呼吸器症状	インフルエンザ、COVID-19、結核
下痢	食中毒、ノロウイルス感染症、赤痢、寄生虫腸炎

*それぞれの症状が重なるケースも多く見られます

外国籍労働者の感染症対策に有用なホームページ

海外渡航と病気	https://www.tra-dis.org/
厚生労働省検疫所	https://www.forth.go.jp/
厚生労働省・医療の国際展開	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/kokusai/index.html
厚生労働省・外国人患者を受け入れる医療機関	https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05774.html
日本医療教育財団・外国人患者受入れ医療機関認証制度	http://jmip.jme.or.jp/
観光庁・外国人患者を受け入れる医療機関リスト	https://www.mlit.go.jp/kankochou/topics08_000190.html
外国人技能実習機構	https://www.otit.go.jp/

